

# 会 費 規 程

(目的)

第1条 本規程は、定款第8条に定める会費の扱いについて必要な事項を定める。

(会費)

第2条 正会員は、定款第8条に基づき会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費は、以下の各号とする。

(1) 年度会費 (適用期間：4月～翌年3月) 4,000円

(2) 終身会費 100,000円

但し、60歳以上の場合 50,000円

なお、第2号の終身会費を納入した正会員は、以降の年度会費の納入を要しない。

3 前項第1号の年度会費は、年度途中の入会及び退会に際しても按分・精算等を行わない。

4 第1項第1号の年度会費の納入は、原則として「口座振替」によるものとする。

但し、やむを得ない場合は「振込納付」または現金での納付を認める。

5 学生会員は、会費の納入を要しない。

(年度会費の特例—長期会費一括納入制度)

第3条 大学を卒業または修了後2年を経過しない会員が、卒業または修了後10年間分の会費として20,000円を入会時に一括して納入した場合(「長期会費一括納入」)は、当該期間の年度会費の納入を要しない。

(会費等の返還)

第4条 納入済みの年度会費、終身会費及び一括納入した長期会費は、原則として払い戻しを行わない。

(運用細則)

第5条 本規程に定めのない事項や会費の取扱いに関する運用上の詳細等については、必要に応じ「細則」を設け対応する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。